

鳥取縣公報

昭和十六年十一月七日
第千二百八十二號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

縣令

◇鳥取縣令第六十四號

金屬類回收令施行細則左ノ通定ム

昭和十六年十一月七日

鳥取縣知事

入田三郎

金屬類回收令施行細則

第一條 金屬類回收令施行規則(以下規則ト稱ス)第一條ノ規定

ニ依リ商工大臣ノ指定スル者以外ノ回收機關ハ別ニ知事之ヲ定ム

第二條 規則第四條ノ規定ニ依リ知事ノ指定スル回收物件ヲ所有

シ又ハ權原ニ基キ占有スル者ハ當該回收物件ニ付讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲シ又ハ之ヲ移動スルコトヲ得ズ但シ回收機關ニ讓渡スル場合及規則第二條各號ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 前條ノ場合ニ於ケル規則第二條第五號ノ規定ニ依ル知事ノ許可ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ受クルコト

ヲ得

一 回收物件ヲ國家ニ獻納スル爲必要アル場合

二 回收物件ヲ權原ニ基キ占有スル者ガ當該回收物件ヲ所有者ニ返還スル場合

三 回收物件ノ保存又ハ修理ノ爲特ニ必要アル場合

四 當該施設ノ操業又ハ運營上特ニ必要アル場合

五 其ノ他回收物件ノ讓渡其ノ他ノ處分又ハ移動ヲ必要トスル特別ノ事情アル場合

第四條 第二條ノ規定ニ依リ知事ノ指定スル物件ヲ所有スル者ハ知事ノ指定スル期日迄ニ回收機關ニ對シ當該物件ノ讓渡ノ申

込ヲ爲スベシ但シ規則第二條各號ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 前條ノ場合ニ於ケル規則第二條第五號ノ規定ニ依ル知事ノ許可ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ受クルコトヲ得

- 一 回收物件ヲ國家ニ獻納スル場合
 - 二 他ノ法令ノ規定ニ依リ回收物件ノ備附ヲ必要トスル場合
 - 三 危害防止上特ニ回收物件ノ備附ヲ必要トスル場合
 - 四 特ニ顯著ナル歴史的、美術的又ハ工藝的價值アル場合
 - 五 回收物件ノ撤去ヲ爲スコト能ハズ又ハ撤去ヲ爲スコト著シク困難ナル場合
 - 六 其ノ他回收物件ノ備附ヲ必要トスル特別ノ事由アル場合
- 第六條 規則第二條第五號、第三條第二號及第五條但書並ニ本令第二條但書及第四條但書ノ規定ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケントスル者ハ規則第十二條所定ノ許可申請書ヲ當該回收物件ノ所在地ヲ管轄スル警察署長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

別記 第一號 様式

金屬類回收物件讓渡申込ノ件 勸告

第七條 金屬類回收令(以下令ト稱ス)第五條ノ規定ニ依ル知事ノ勸告ハ別記第一號様式ニ依ル

第八條 令第五條乃至第七條及本令第四條ノ規定ニ依ル回收物件ノ讓渡ノ申込ハ別記第二號様式ニ依リ之ヲ爲スベシ

第九條 回收物件ヲ國家ニ獻納セントスル者ハ別記第三號様式ニ準ジタル書面ヲ以テ回收機關ニ之ヲ委託スベシ

第十條 回收機關前項ニ依リ委託ヲ受ケタル回收物件ノ處分ニ付テハ別ニ知事之ヲ指示ス

第十條 回收機關ハ引渡ヲ受ケタル回收物件並ニ國家ニ獻納スル爲メ委託ヲ受ケタル物件ノ數量、價格、費用等ノ毎月分ヲ集計シ別記第四號様式ニ依リ各其ノ翌月五日迄ニ報告スベシ

第十一條 令第十五條第二項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合其ノ身分ヲ示ス證票ハ別記第五號様式ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

指 定 施 設	回收物件及施設指定規則第三條第	號
回 收 物 件	鐵ヲ主タル材料トスルモノ(珉那引ノモノヲ除ク)	銅又ハ黃銅其ノ他青銅銅合金ヲ主タル材料トスルモノ
指 定期日又ハ期限	昭和 年 月 日	
申 込 先	金屬類回收鳥取事務所内回收機關	

右物件ハ各其ノ見込數量ヲ具シ指定期日(又ハ期限)迄ニ回收機關(前記申込先宛)ニ對シ讓渡ノ申込相成度

昭和 年 月 日

鳥 取 縣 知 事

(市郡 町村) 殿

別記 第二號 様式

回收機關 御中

讓 渡 申 込 書

回收事務所受付番號 No. 昭和 年 月 日

所屬團體名 住 氏名(又ハ名稱) 電話 局 番

00462

物件名	所在場所	占有者ノ住所氏名	概 數		費用ノ要否	工事斡旋	撤去時期	摘 要
			數	量				
			種	種				
計								賣渡希望ノ回收機關名

注意事項

- 1 本申込書ニハ鐵ヲ主ナル材料トナルモノニ付記入スルコト
- 2 物件名ハ塙・柵・門柱・泥武器等ト具體的ニ記入スルコト
- 3 所在場所ハ讓渡申込者ノ住所ト異ナルトキノミ記入スルコト
- 4 占有者ノ住所氏名ハ占有者カ讓渡申込者ト異ナルトキノミ記入スルコト
概數欄中
- 5 數量ハ物件ニ應ジ個數・延長・面積等ヲ記入スルコト
重量ハ秤量困難ノ場合ハ推定重量ヲ・不明ナルトキハ「不明」ト記入スルコト
- 6 費用ノ要否欄ニハ撤去費(引渡ニ要スル費用ヲ含ム) 修理費及代替費(代替物件ノ價額ト其ノ備付費)ニツキ其ノ費用ノ支拂ヲ
回收スル機關ニ要求スルヤ否ヤニヨリ夫々「要」又ハ「否」ト記入スルコト(但シ修理費ハ代替物件ノ備付ヲ要セザルトキノミ
記入スルコト
- 7 工事斡旋欄ニハ撤去・修理・代替物件ノ備付工事ニツキ土木建築業者ノ斡旋ノ希望ノ有無ヲ「有」又ハ「無」ト記入シ希望ス

00463

- 8 撤去時期ハ撤去ノ豫定時期又ハ希望時期ヲ記入スルコト
- 9 賣渡希望ノ回收機關名ハ賣渡ヲ希望スル回收機關(統制會社ヲ除ク)アル場合ノミ記入スルコト
- 10 摘要欄ニハ上記以外ノ事項ニツキ必要テラハ記入スルコト
- 11 本申込書ハ各地方廳所在地ノ回收事務所宛送付スルコト

別記 第三號 様式

金屬類 獻納委託申込書

物件名	數量	金屬種別	重量	物件名	數量	金屬種別	重量
			キロ				キロ
施行斡旋ノ要否				物件所在場所			

右物件ハ國家ニ獻納致度ニ付可然御取計相成度候

昭和 年 月 日

金屬類回收鳥取事務所 御中

住 氏 所

名 氏

備考

- 一 金屬種別ハ鋼、鉄、銅、眞鍮、青銅、砲金ノ種別ヲ記載スルコト、重量ハ秤量シ得ザルモノハ見込重量ヲ記載ノコト
- 二 撤去又ハ引取希望ノモノハ施主斡旋ノ要否欄ニ其ノ旨明記スルコト

別記 第四號 様式

月分回收物件取扱報告 (指定施設ニ於ケルモノ)

件 物 渡 譲										重 回 量 收 價 物 格 件 撤 回 去 費 引 渡 所 要 費 修 理 費 超 過 分 費 計
類 銅					類 鐵					
計	砲金	青銅	眞鍮	銅	計	鉄	鋼			

件 物 納 獻									
類 銅					類 鐵				
計	砲金	青銅	眞鍮	銅	計	鉄	鋼		

別記 第五號 様式

(表面)

(用紙ノ大サハ日本標準規格 A7 47 X 105 ミトシ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス)

金屬類回收令第十五條第二項ノ規定ニ依ル證票

(裏面)

第 番 昭和 年 月 日交付

官

鳥取縣印

職

名

國家總動員法第三十一條政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿、書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
國家總動員法第四十六條第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

金屬類回收令第十五條商工大臣又ハ地方長官ハ回收物件ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ回收機關及回收物件ノ所有者其ノ他ノ關係人ヨリ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ當該回收物件ノ所在ノ場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ當該回收物件書類、帳簿等ヲ検査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

00467

告示

◇鳥取縣告示第八百六十七號

昭和十六年十一月一日左ノ國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十六年十一月七日

- 一 組合ノ名稱 大村國民健康保險組合
- 二 事務所ノ所在地 入頭郡大村大字鷹狩二十二番地
- 三 組合ノ地區 入頭郡大村

鳥取縣知事 八 田 三 郎

◇鳥取縣告示第八百六十八號

氣高郡畜産組合ニ對シ濱村、古海定期饋餉糶市場業務規程第三條中改正ノ件左ノ通十一月七日付認可セリ

昭和十六年十一月七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

市場名	濱村饋餉糶市場
既定開、催日	三月 二十四日
改正開、催日	三月 十九日
既定開、催日	八月 十七日
改正開、催日	八月 十九日
既定開、催日	十二月 十三日
改正開、催日	十二月 十四日
既定開、催日	三月 二十三日
改正開、催日	三月 十九日
既定開、催日	七月 十九日
改正開、催日	七月 十二日

00466

古海濱駒羅市場

二十五日

二十一日
二十二日

十五日

二十四日

十二日

十三日

鳥取縣告示第八百六十九號

昭和十六年第二回醫藥品其ノ他ノ衛生用物資資源調査員ヲ左ノ通任命セリ

昭和十六年十一月七日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

調査區域

身分

氏名

住所

鳥取警察署

藥劑師

山本

一太郎

鳥取市行徳四一三ノ一

岩井警察署

同

吉田

太一

鳥取市茶町八ノ一

河原警察署

同

前田

益夫

岩美郡本庄村大字新井三七八ノ一

若櫻警察署

醫師

森本

藤太郎

入頭郡河原町大字袋河原四四二

智頭警察署

藥劑師

永山

忠親

入頭郡若櫻町三〇〇番屋敷

倉吉警察署

同

入江

雅藏

入頭郡智頭町大字智頭三三〇

米子警察署

同

島尾

邦子

氣高郡寶木村大字寶木九一〇ノ二

八橋警察署

同

中原

重太郎

東伯郡倉吉町大字東仲町二、六一八

溝口警察署

同

遠藤

士健

東伯郡倉吉町大字大正町一、〇七九

黒坂警察署

同

眞壁

隼一郎

東伯郡八橋町大字八橋五〇三

境警察署

同

増谷

慶一郎

米子市靴町一丁目四九

西伯郡境町大字相生町二三

同

宮本

元衛

西伯郡境町大字本町三〇

日野郡溝口町大字溝口六三〇

同

小坂

元三郎

日野郡根雨町大字根雨六三九

日野郡根雨町大字根雨六三九

同

眞壁

隼一郎

米子市角盤町二丁目二九

00469

鳥取縣告示第八百七十號

當管内ニ於ケル健康保險齒科醫左ノ通指定セリ

昭和十六年十一月七日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

診療所所在地

入頭郡智頭町大字智頭一、六九九

伊藤

氏名

廣

指定年月日

昭和十六年十月二十九日

鳥取縣告示第八百七十一號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十六年十一月七日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

診療所所在地

入頭郡智頭町大字智頭

氏名

藤田

指定年月日

昭和十六年十月二十九日

專門科名

內科 外科 婦人科 産科

00466

00468

彙

報

00470

農地作付統制細則に就て

農地を活用して食糧増産
銃後國民職域奉公の道

(農務課)

刻下食糧増産確保の緊急性に鑑み、政府は去る十月十六日農林省令第八十六號を以て、臨時農地等管理令に基き農地作付統制規則を公布せられたので、本縣ではこれに即應し農地作付統制細則を定めて十月三十一日附縣令第六十一號を以て公布し、十一月一日より實施した。

以下その概要を説明すると、まづ昭和十五年九月一日以後に於て農林大臣指定の食糧農作物(米・麥・大豆・甘藷・馬鈴薯)を作付した農地には特別の事情によつて知事の許可を受けた場合並に天災等の爲やむを得ぬ事由により知事の許可を受ける暇のない場合、又は食糧農作物の作付に支障を及ぼさぬ限度であるとか、他にこの農地に相當する農地に右食糧農作物を作付するとか、乃

至は輪作の爲に定まつた年次の下にこれを作付する場合の外、一切他の農作物を作付することはならぬのであつて、このうち前述の天災等による場合及び輪作に關する場合は市町村農會の承認を必要とするのである。

又農林大臣の指定した制限農作物(果樹・桑樹・茶樹・桐樹・柘柳・花卉・除蟲菊・罌粟・薄荷・烟草等、本縣では特に桑樹を指定さる)については、必要に應じてこれを食糧農作物に作付轉換を行ふことになつてゐるが、これについては知事は農林大臣からの通知により鳥取縣經濟更生委員會の意見を聽いて各市町村毎に作付轉換計畫を定め市町村農會に通知し、市町村農會は又市町村經濟更生委員會の意見を聽いてその制限作物の種類・面積並に當該農地に新に作付すべき食糧農作物の種類・面積及び作付の時期等を定めて農地の権利者に指示するのである。この際その農地について小作料の條件の変更を適當と認めるものがある場合は、市町村農會は當該農地委員會に對し、その定をなすべきことを請求することが出来、又この作付の指示を受けた者がその指示に従つて食糧農作物の作付を爲す場合は、別に定められた助成金の交

00471

付を受けることが出来るが、もし右の指示に従つて食糧農作物の作付をしない時は、知事はその者に對して必要の作付を命令して食糧増産を期することとなる。

次に農地の権利者は、自家用として畑に作付する場合、學校・試驗場等に於て試験研究の爲作付する場合及び特別の事由によつて知事の許可を受けた場合の外は、その農地に知事の指定する農作物(果樹・桑樹・茶樹・桐樹・竹・柘柳・苗木)を昭和十五年九月一日に於ける作付面積を超えて作付することは禁ぜられてゐるし、又自家用として畑への作付、試験研究、天災(この場合は市町村農會の承認を要す)並に知事の許可を受けた場合の外は、左の制限を超えて、左記の指定作物を作付することはならない。

一、水田に栽培を禁止されてゐるもの

西瓜、甜瓜、花卉

二、水田に昭和十五年九月一日以後に作付せる面積の八割以内

の作付を認めるもの

蕎麥、蕪、七島蕪、一年生苗木

三、畑に昭和十五年九月一日以後に作付せる面積と同等以内の作付を認めるもの

西瓜、甜瓜、花卉

向市町村農地委員會は、その市町村にある土地であつて、(一)裏

作其の他の耕作に供することを得る農地にして其の用に供せられざるもの、其の他利用方法適當ならざるもの、(二)耕作の目的に供することを得る土地にして現に耕作に供することなく放置せらるゝものがある場合には、その土地の権利者に對して遲滞なく其の土地の耕作に關して勧告をせねばならぬことになつてゐて、もしこの勧告を受けても正當の理由なくこれを放置するとき、市町村農地委員會はその事情を知事に報告し、知事は其の土地を適當と認める者に耕作せしめる爲、當該土地の権利者に對し貸貸其の他必要な措置を命じ得ることになつてゐる。

以上要するに今回公布された農地作付統制細則は、本縣内に於ける農地をして能ふだけ食糧増産の爲にその性能を發揮せしめやうとする企圖により、法の力を以て時局柄最も緊切なる國民食糧の確保を期してゐるものであるが、各位はこれら法の力の發動を待つまでもなく、進んでその耕作する農地はもとより、一切の休閑地荒蕪地を開拓利用し、努力・肥料等の不圓滑をも克服して國家の要請する食糧農作物の増産に邁進し、臨戰態勢下國民の任務完遂に全力を盡すやう努めねばならぬ次第である。

X X X

方面委員の増任並に改任

時局下方面委員の任務益々重し
機構を整備して職責完遂に邁進

(社會課)

時局の進展と共に國民生活の安定、人的資源の確保等方面委員の活動を要する範圍は頗る廣く、其の職責は愈々重大さを加へて臨戰態勢下一段とその活潑なる機能發揮の必要があり、特に今回施行せられた醫療保護法は、貧困にして醫療の途なき者に對する保護の徹底を期して國民生活の安定強化に資し、進んで人口増強に寄與しやうとするものであつて、其の該當者の認定、醫療券の交付等方面委員は極めて重要な役割を果さねばならぬ地位に立つこととなつた。就てはその使命と職責を究らし、保護の徹底を期する爲には方面委員に其の人を得ることが最も緊要である。

従つて現在の如き方面委員の配置では到底その使命を完遂するに困難な實情にあるので、此の際要保護者の數に較べて方面委員の少數である向についてはその増員を圖ると共に、現任委員であつてもこの任務に對して熱意を缺いたり、又は方面委員を以て單なる名譽職視して活動が不充分であつたり、或は他に多忙な職

責を有するとか、若しくは病氣その他の事由に依つて本事業の遂行上支障ありと認められる者に對しては、任期中と雖もこれを解任して機構を整備しこの重責の遂行を完からしめることとなつた

この方面委員の整備に當つてはその人物・員數及び受持地域の決定は該活動の基礎的要素である爲、現在の社會情勢下に於ける國家体制の細胞組織たる町内會・部落會・隣保班等の設置狀況に鑑みて地方の實情を考慮し、市町村長に於て慎重にこれが決定をなして所定の内申様式に依り十一月十日迄に推薦の手續をとることになつて居るが、その推薦方針は次の通りである。

- 1 苟くも情實に流れることなく、廣く人材の網羅に努めて偏見的推薦に陥らぬやう嚴正公平に適任者を求める。
- 2 近隣の信望篤く、身体強健、生活が安定して他の職務の爲に束縛を受けることなく、自由に活動し得て社會公共の爲に犠牲奉公の念の強い人格高潔の士にして活動的な人を求める
- 3 同胞相愛、隣保相扶の觀念に富みて克く社會事業の理念を把握し、斯業に推進の氣魄と實踐力を持して第一線に活躍するの氣概を有する人物を求めらる。
- 4 なるべく老齡又は若年に過ぎぬこと。但し眞に實踐力ある者はこの限りでない。
- 5 地方の實情に通曉し、日常擔當地域内の居住者と克く接觸

し得る立場にある者であつて、激勵指導、誘掖或は苦言・叱正等をなし得る人物であること。

6 市町村の實情に應じ醫師・宗教・教育・産業其の他の各職能より適任者を選ぶこと。

市町村長は右の如き事項を方針として人物を選定推薦する筈であるが、推薦せられたる人士は刻下の時局を充分認識の上、奮つてこの重任に當つて専心邦家の爲奉公の誠を盡されるやう希望にたため次第である。

夏秋蠶第二回豫想收繭高

(統計課)

本縣に於ける本年の夏秋蠶第二回豫想收繭高を十月十日現在を以て調査したが、其の收繭高は四十四萬五千三百三貫であつて、之を本年の第一回豫想收繭高に比すれば一萬二千六百四十貫(二分七厘)、前年實收繭高に比すれば二十三萬二千四百二十二貫(三割四分三厘)の各減少を示してゐる。

蓋し本年の夏秋蠶は掃立以來降雨が持續し、低溫多濕であつた爲全般に硬化病及軟化病等の發生があつて、生育不良の爲前記の如き收繭を見るべき豫想である。

尙之を都市別に示せば次の如くである。

第二回豫想收繭高

第一回豫想收繭高ニ比シ

前年實收繭高ニ比シ

鳥取市	六、五四〇	貫	一、〇〇九	貫
米子市	二六、七一〇	貫	九、七一九	貫
岩美郡	一四、六七〇	貫	六、四九六	貫
八頭郡	二〇、八一〇	貫	六、六六三	貫
氣高郡	三八、一五〇	貫	九、一〇〇	貫
東伯郡	一七四、四〇〇	貫	二〇、五〇六	貫
西伯郡	一五六、四三〇	貫	九三、八七八	貫
日野郡	七、四二〇	貫	七、〇八三	貫
計	四四五、一三〇	貫	四二、四二二	貫

兵器獻納資源回收

運動醜出金報告

日野郡八鄉村	一金五圓參拾八錢
米子市	一金參百四圓九拾五錢
岩美郡蒲生村	一金拾五圓五拾五錢
東伯郡上小鴨村	一金七圓九拾四錢
西伯郡淀江町	一金五拾四圓八拾八錢
西伯郡庄内村	一金四拾七圓貳拾九錢
氣高郡青谷町	一金貳拾參圓六拾錢

- 一金 拾圓 西伯郡大國村
- 一金五圓拾八錢 西伯郡幡郷村
- 一金八圓五拾錢 東伯郡灘手村
- 一金拾參圓拾錢 西伯郡春日村
- 一金拾九圓五拾六錢 岩美郡本庄村
- 一金六圓六錢 日野郡福榮村
- 一金貳拾貳圓 西伯郡逢坂村

◎行旅死亡人

本籍、住所、氏名不詳年齡四十四、五才位ノ男子

身長五尺二寸八分体格ヤセ方頭髮一分刈顔丸型鼻稍低シ特徴脊面

右肩下ニ小豆大ノアザアリ

着衣中古印ハン纏(襟ニ西島商店、裏ニ藤崎ノ手拭ヲ縫ヒ付ケアリ)女子白木綿ノ肌着、黒木綿小倉詰襟古洋服ノ上着、白木綿ソデ長シャツ、ステープルファイバーラク駄色メリヤスシャツ、黒色麻及木綿交織モモ引及白木綿モモ引、十文半中古地下足袋、所持品、ガマ口大型中型小型各一個、在中金八圓六錢、紺木綿シマ夏物労働衣、スフ子供運動着、富十絹赤色花模様小風呂敷、白ネル子供用下着、桃色ネル中古女子用腰巻、古濃紫メリンス小風呂敷、赤色及青色ノ細紐各一

右ハ昭和十六年八月十日午前三時頃古城村大字古城字西澤鐵道地内ニ於テ變死シアルニツキ同村儀寺公葬地ニ假埋葬ス

右心當リノ向ハ直接當該村長宛照會相成度

昭和十六年十一月七日印刷
昭和十六年十一月七日發行

◎行旅死亡人

一 本籍住所氏名年齡不詳推定年齡七十二三才位

一 性別 男

一 人相特徴 身長五尺五寸位、中肉鼻高、口耳並体量十四貫

位頭髮圓刈、右目潰

一 服 裝 本線筒袖短縮人、ラクダ色糸色チヨツキラクダ

色コールテン短袴、黒色木綿巻脚絆草鞋履キ

一 所持金品 現金十六錢其ノ他無シ

一 死亡ノ別 腦麻痺心病死

一 死亡箇所 秋田縣鹿角郡七瀧村荒谷字萬谷五十八番地ノ内

小館正次宅

一 死亡年月日 昭和十六年九月十三日午前七時三十分

一 假埋葬地 秋田縣鹿角郡七瀧村荒谷字萬谷萬養寺境内墓地

右心當リノ向ハ直接當該村長宛照會相成度

◎行旅死亡人

本籍、住所、氏名不詳 自稱仙臺市字北鍛冶町一入

無職(元藝妓(ヒステリー病)) 伊澤 操 當三十二歳

人相 丈五尺一寸位、顔丸、目稍大 肩、鼻、口並 体格肥

エタル方上頭部禿

特徴 義齒、前歯二枚金入齒

着衣 襦袢單衣一枚

所持品 ナシ

取扱者 福島縣平市長

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所